

台風時における幼児児童生徒の登下校について（お知らせ）

沖縄県立島尻特別支援学校

みだしのことについて、本校では下記のとおり定めております。

つきましては、暴風警報発令下の登下校について、幼児児童生徒の安全確保のために御協力下さいますようお願いいたします。

記

1 登校時の対応

- (1) 暴風警報発令中は、学校は臨時休業になります。テレビやラジオを通じて臨時休業の報道がありますので、登校前に各自留意して御確認下さい。
- (2) 7：00までに暴風警報解除 → 通常日課
- (3) 8：00までに暴風警報解除 → 特別日課（スクールバス学校発9：05）
 - ①各バス停の到着時刻は通常日課の2時間遅れとなります。
 - ②登校(始業)時刻10：45
 - ③遅刻、欠課、欠席の取扱
 - ・登校(始業)再開時刻に間に合わなかった場合 → 遅刻
 - ・登校再開後、一部の時間欠席した場合 → 遅刻、欠課
 - ・登校再開後、終日欠席した場合 → 欠席
- ※ 通学区域内の状況（河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊等）で登校が困難であった幼児児童生徒は、その状況の程度等を考慮して、遅刻、欠課、欠席を取り消すかどうか判断して決定します。
- (4) 8：00以降に暴風警報解除 → 臨時休業
- (5) 大雨、洪水警報発令中で災害発生の危険が予測される場合は、学校長の判断により運行を停止することがあります。

2 登校後（在校時）に台風の影響が強くなると考えられる場合の対応

- (1) 台風の勢力、進路、速度、路線バスの運行状況、下校時の安全確保について学校長が総合的に判断した上で授業中止の決定をします。
- (2) 下校時刻が早まる場合は、全保護者へ電話連絡をしますので、バス停への迎えなど、幼児児童生徒の安全が確保できるよう対応をお願いします。
- (3) デイサービス、学童等を利用する幼児児童生徒は、保護者の方でデイサービス、学童等との調整をお願いします。
- (4) 自力通学の生徒について、通学路の通行が危険と認められるときは、保護者の迎えをお願いします。